



福岡医発第 3298 号 (地)
平成 28 年 3 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

特定行為研修において患者に対する実技を行う実習内容に関する
証明書の発行について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省医政局看護課より日本医師会及び福岡県保健医療介護部を通じて、別添の通り通知がありました。

特定行為研修を修了した看護師は、当該特定行為に係る知識及び技能に関して、勤務する医療機関等から事前の確認を受けることが望ましいとされています。本件は、当該医療機関の確認に資する資料として、指定研修機関において特定行為研修修了証の交付する際に、併せて患者に対する実技を行う実習内容について、下記事項を記載した証明書を発行するよう求めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただくとともに、貴会会員へ周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 指定研修機関の名称
2. 特定行為研修を修了した看護師の氏名
3. 特定行為研修を修了した年月日
4. 特定行為研修の目標
5. 特定行為研修に含まれる特定行為区分の名称及び患者に対する実技を行う実習を実施した場所の特色
6. 特定行為研修に含まれる特定行為区分の名称及び患者に対する実技を行う実習を実施した患者の特色
7. その他特記すべき事項がある場合には、特記事項

(地 I 280)

平成 28 年 2 月 17 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菴



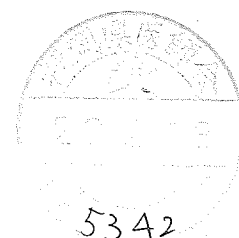
特定行為研修において患者に対する実技を行う実習内容
に関する証明書の発行について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般厚生労働省医政局看護課長より各都道府県衛生主管部(局)長宛に標記通知が発出されるとともに、本会宛にも周知方依頼がありました。

特定行為研修を修了した看護師は、当該特定行為に係る知識及び技能に関して、勤務する医療機関等から事前の確認を受けることが望ましいとされています。本件は、当該医療機関の確認に資する資料として、指定研修機関において特定行為研修修了証を交付する際に、併せて患者に対する実技を行う実習内容についての証明書を発行するよう求めるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。



事 務 連 絡

平成28年2月10日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局看護課

看護サービス推進室

特定行為研修において患者に対する実技を行う実習内容
に関する証明書の発行について

厚生労働省行政の推進につきましては平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

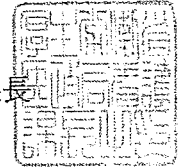
標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、貴団体の関係者各位に広く周知されることについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。



医政看発0210第1号
平成28年2月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



特定行為研修において患者に対する実技を行う実習内容
に関する証明書の発行について

特定行為に係る看護師の研修制度については、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けて、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的とし、平成27年10月1日に施行された。

特定行為研修は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号において、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修とされており、また、医療安全に配慮し、在宅を含む医療現場において高度な臨床実践能力を発揮できるよう、指定研修機関ごとに特定行為研修計画が作成されている。

指定研修機関では、区分別科目の実習のうち患者に対する実技を行う実習において、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年度厚生労働省令第33号。以下「特定行為研修省令」という。）第5条に規定する特定行為研修の基準の範囲内で、実習場所における病床機能、対象とする患者の年齢層等に様々な特色を有する研修を行う場合がある。

このため、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」

（平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知）では、特定行為研修を修了した看護師が、当該特定行為に係る知識及び技能に関して、勤務する医療機関等から事前の確認を受けることが望ましいこととされている。

については、指定研修機関において、特定行為研修省令第15条第2項の規定による特定行為研修修了証を交付する際に、患者に対する実技を行う実習内容に

関して、下記の事項を記載した証明書を発行していただきたいと考えているので、貴職におかれても、本件について御了知の上、医療現場において広く理解されるよう、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

記

- 1 指定研修機関の名称
- 2 特定行為研修を修了した看護師の氏名
- 3 特定行為研修を修了した年月日
- 4 特定行為研修の目標
- 5 特定行為研修に含まれる特定行為区分の名称及び患者に対する実技を行う実習を実施した場所の特色
- 6 特定行為研修に含まれる特定行為区分の名称及び患者に対する実技を行う実習を実施した患者の特色
- 7 その他特記すべき事項がある場合には、特記事項

特定行為研修において患者に対する実技を行う
実習内容に関する証明書（イメージ）

平成○年○月○日
○○○○○（指定研修機関の名称）

下記の者が受講した特定行為研修は、以下により実施したことを証明する。

氏名：○○○○（特定行為研修を修了した看護師の氏名）

特定行為研修を修了した年月日：平成○年○月○日

1 特定行為研修の目標

本特定行為研修の目標は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○である。

2 特定行為区分において患者に対する実技を行う実習を実施した場所の特色
（例）

特定行為区分の名称	場所の特色（病床機能等）
○○○○○	○○病床及び○○病床
○○○○○	○○病床 在宅（訪問看護ステーション）

3 特定行為区分において患者に対する実技を行う実習を実施した患者の特色
（例）

特定行為区分の名称	患者の特色（年齢層等）
○○○○○	新生児 小児（○～○歳）
○○○○○	成人

4 特記事項

（例）演習及びシミュレーションによる実習においては、成人及び小児の事例を扱った。

※指定研修機関において、必要な事項を追加し記載することは差し支えない。

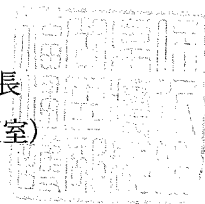
27医指第3937号

平成28年2月23日

公益社団法人福岡県医師会会長
公益社団法人福岡県病院協会会長
一般社団法人福岡県私設病院協会会長
一般社団法人福岡県精神科病院協会会長
全国自治体病院協議会福岡県支部長
公益社団法人福岡県看護協会会長
一般社団法人福岡県助産師会会長

殿

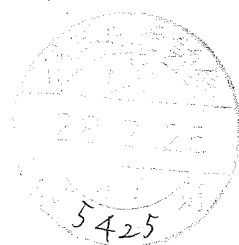
福岡県保健医療介護部長
(医療指導課医師・看護職員確保対策室)



特定行為研修において患者に対する実技を行う実習内容
に関する証明書の発行について（通知）

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。標記の件について、厚生労働省から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、医療機関には当室より通知しておりますことを申し添えます。

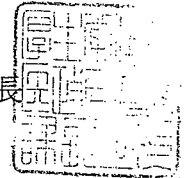




医政看発0210第1号
平成28年2月10日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長



特定行為研修において患者に対する実技を行う実習内容
に関する証明書の発行について

特定行為に係る看護師の研修制度については、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年に向けて、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的とし、平成27年10月1日に施行された。

特定行為研修は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号において、看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修とされており、また、医療安全に配慮し、在宅を含む医療現場において高度な臨床実践能力を発揮できるよう、指定研修機関ごとに特定行為研修計画が作成されている。

指定研修機関では、区分別科目の実習のうち患者に対する実技を行う実習において、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年度厚生労働省令第33号。以下「特定行為研修省令」という。）第5条に規定する特定行為研修の基準の範囲内で、実習場所における病床機能、対象とする患者の年齢層等に様々な特色を有する研修を行う場合がある。

このため、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知）では、特定行為研修を修了した看護師が、当該特定行為に係る知識及び技能に関して、勤務する医療機関等から事前の確認を受けることが望ましいこととされている。

ついては、指定研修機関において、特定行為研修省令第15条第2項の規定による特定行為研修修了証を交付する際に、患者に対する実技を行う実習内容に

関して、下記の事項を記載した証明書を発行していただきたいと考えているので、貴職におかれても、本件について御了知の上、医療現場において広く理解されるよう、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

記

- 1 指定研修機関の名称
- 2 特定行為研修を修了した看護師の氏名
- 3 特定行為研修を修了した年月日
- 4 特定行為研修の目標
- 5 特定行為研修に含まれる特定行為区分の名称及び患者に対する実技を行う実習を実施した場所の特色
- 6 特定行為研修に含まれる特定行為区分の名称及び患者に対する実技を行う実習を実施した患者の特色
- 7 その他特記すべき事項がある場合には、特記事項

特定行為研修において患者に対する実技を行う
実習内容に関する証明書（イメージ）

平成○年○月○日

○○○○○（指定研修機関の名称）

下記の者が受講した特定行為研修は、以下により実施したことを証明する。

氏名：○○○○○（特定行為研修を修了した看護師の氏名）

特定行為研修を修了した年月日：平成○年○月○日

1 特定行為研修の目標

本特定行為研修の目標は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○である。

2 特定行為区分において患者に対する実技を行う実習を実施した場所の特色
（例）

特定行為区分の名称	場所の特色（病床機能等）
○○○○○	○○病床及び○○病床
○○○○○	○○病床 在宅（訪問看護ステーション）

3 特定行為区分において患者に対する実技を行う実習を実施した患者の特色
（例）

特定行為区分の名称	患者の特色（年齢層等）
○○○○○	新生児 小児（○～○歳）
○○○○○	成人

4 特記事項

（例）演習及びシミュレーションによる実習においては、成人及び小児の事例を扱った。

※指定研修機関において、必要な事項を追加し記載することは差し支えない。